時事新報

第千三百二十三號
明治十九年七月九日 金曜日
舊丙戌六月八日(庚午)
日出午前四時五十二分 日入午後七時十七分
月出午後零時四十七分 月入
滿潮午前十一時十三分 午後十一時四十二分
(西曆一千八百八十六年)

時事新報

中山東海兩道鐵道緩急論

我政府にては去る明治十六年の末上野の高崎より美濃の大垣まで中山道の一線を通じて鐵道を敷設するに決し中山道鐵道公債證書を發行し其全額二千萬圓は昨十八年の九月までにて悉皆募集濟みと爲りしが是より先き中山道鉄道論あるに當りて東海道の鉄道ハ如何との說もあり然るに東海道ハ沿海の線路にして軍事上の地理より觀察すれば一旦不虞の變、敵の上陸して之を遮斷するの恐あり云へる異論もありて扨て中山道鉄道を敷設するに決して既に其工事に着手し高崎以西横川まで十八英里間を開線しされども面に當りて忽ち碓氷峠の險隘あり隧道以て之を貫かざる可らず齒車以て之に攀ぢらざる可らずなどいふやうの事よりして鐵道工事の困難者も復に聊か瞠若たるの實なきを得ず夫れ是れの事情に由りてか近頃東海道鐵道論の再燃を催ふしたるもの、如し今其說を聞くに中山道は峻峯嶮山間の一線にして其間碓氷峠鳥井峠法福寺峠等の横たはるあり此一線に鐵道を通ずるには隧道十一英里を開鑿し一英里半の橋梁を架設せざる可らず且つ人烟稀疎にして二里に一村、三里に一落、鷄犬の聲相續がず往來五六里の間に一二名の旅客を見るが如き場處多くして日本國中にても最も淋しき街道なり、扨て又東海道の一線ハ富士天龍大井等の大川ありて橋梁凡そ五英里もあるべく[illegible]峠は或ハ隧道を以て貫くときは其長さ凡そ[illegible]もあるべし今鐵道工事上より割合より計算するに[illegible]隧道とは其費用殆んど相同じき由なれば鐵[illegible]の費用ハ至てハ中山東海大抵伯仲の間に在りと雖ども東海道は日本國中人烟最稠密の地にして通行人も亦割合に多く平日一宿の間にて百數十人の旅客に逢ふを常とし[illegible]の東西地稍平坦にして沿道に繁盛殷富の[illegible]乏しからず又此中山東海兩道の線路成りたる處にて[illegible]東京より西京に達するに中山道よりそれを山[illegible]の間自然上り坂の多きが爲先二十時間乃至二十五六時間を要し東海道よりそれば僅かに十二時間[illegible]にて達す可く、故に陸路兩京間を往來そる人の爲めに謀れば東海鐵道の方何程便利なるや知る可らず且つ中山道鐵道は國の中央を貫通して兩海岸を去ると遠ければ軍國の割要として先づ此鐵道を急にせざる可らずと云へど此線路は危嶮嶮阻の間を通ずれども不[illegible]は隧道の[illegible]する所と爲るが嚴冬雪深くして[illegible]にて之を[illegible]之を掃除すると容易ならず其[illegible]理設せらるゝことなれば入里[illegible]するやうの事なき實を期す可らず[illegible]あり一朝兵馬[illegible]の際此不都合あり[illegible]には軍國の掛引上由々しき大事を生ずるとなからん又東海道鐵道は海岸に沿ふて走るが故に敵の[illegible]する所と爲るの恐ありと云へど日本の如き狹くして長き國柄にて敵來らば海岸にて擊ち拂はざる可らず一段敵をして上陸せしめ東海道の線路を遮斷せしむるが如き場合もあらば中山道なりとて亦之を覩むに足らず東海道鐵道と中山道線路との間に纔十里の隔りなる可きや此に敵に破らる、安んぞ彼きに敵を拒ぐとを得んや軍國の事は成る丈け堅固に豫算すると肝要なると共敵の上陸して遮斷するともあらんかとて東海道の鐵道を後にするが如きは取越苦勞も亦餘りに甚しからずやとの說ありて其當局の人々も得失如何と目下之を較計熟慮し居る由なれども我輩は一議に及ばずして此疑問を決せんと欲するなり

(未完)

官報

○朕陸軍將校服制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年七月六日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第四十八號

(陸軍將校服制圖例幷服制圖略)(七月七日官報號外)

○朕交際官並領事費用條例ノ改正ヲ裁可ス

御名 御璽

明治十九年七月二日

內閣總理大臣伯爵伊藤博文
外務大臣伯爵井上馨

勅令第四十九號

交際官並領事費用條例

第一條 海外在勤ノ公使領事以下官員ノ年俸ハ第一號表ニ照シテ之ヲ支給ス但任所着翌日ヨリ起算シ任所出發ノ前日マデ日割ヲ以テ支給ス○第二條 公使領事參事官書記官赴任前許可ヲ得テ妻ヲ携帶スル者及赴任後許可ヲ得テ任所ヘ妻ヲ呼寄スル者ハ總テ其妻任所着翌日ヨリ起算シ任所出發歸朝ノ前日マデ日割ヲ以テ妻携帶ノ俸給ヲ支給ス○第三條 出發前ノ俸給ハ新拜命ノ官員出發前滯京ノ日數ヲ六十日ト定メ第二號表ニ照シ通貨ヲ以テ支給ス妻携帶ノ許可ヲ得タル公使領事參事官書記官ニハ其給額ノ二割增ヲ支給ス○第四條 前條ノ期限內ニ於テ任所替ヲ命ゼラレタル者ハ出發前ノ俸給ヲ六十日ニ分割シ前任所後任所ニ從ヒ支給ス又出發ノ延期ヲ命ゼラレタル者ハ六十日以後ハ第四號表公用滯京ノ項ニ照シテ支給シ病氣ニテ出發ノ延期ヲ願出タル者ハ同表養病歸朝ノ項ニ照シテ支給ス○第五條 出發前三十日以內ニ於テ免官セラレタル者及赴任ヲ免セラレタル者ハ出發前俸給ノ半額ヲ返納セシムベシ又免官免任ノ期三十日以後ニ方レバ其給額ヲ六十日ニ割リ之ヲ返納セシムベシ 其願ニ依リ赴任ヲ免セラレタル者ハ悉皆返納セシムベシ○第六條 往返旅中俸給ハ本邦任所往返旅中上陸舘料馬車代公用郵便稅電信料接待費等一切ノ諸雜費ニ充ツルモノトス○第七條 往返旅中俸給ハ現日數ニ拘ハラズ又赴任歸朝ノ途次交際或ハ貿易ノ景況視察ノ爲メ許可ヲ得テ他ノ地方ヘ巡回スルニ拘ハラズ第三號表本任所ノ項ニ就テ支給ス○第八條 養病歸省等願ニ依リ歸朝スル者ニモ亦前條ノ俸給ヲ支給スト雖モ任所ニ於テ免官ノ者ニハ之ヲ支給セズ○第九條 任所往返ノ途次命ヲ受ケテ他ノ公館等ニ巡回シ或ハ航行中非常ノ事故アリテ郵船ヲ待合セ又ハ某港ニ滯留スル者之ガ爲メ第三號表中限日數ヨリ延着スルトキハ外務大臣定ムル所ノ額ヲ支給ス○第十條 甲地在勤ノ者乙地ヘ任所替ヲ命ゼラレタルトキハ旅中俸給トシテ甲地出發ノ日ヨリ乙地着任ノ日マデヲ算シ本[illegible]現日數ニ乘シテ支給ス○第十一條 [illegible]ノ日ヨリ以テ事務ヲ引繼キ[illegible]新任領事到着ノ日ヨリ[illegible]其當日ヨリ三週間內ニ其任所ヲ發程スベシ○第十二條 公使領事歸朝ヲ命ゼラレ又ハ歸朝ノ許可ヲ得或ハ任所替ヲ命ゼラレタルトキハ其命令到着ノ日ヨリ三週間內ニ事務ヲ其代理者ニ引繼キ任所ヲ發程スベシ○第十三條 參事官書記官交際官試補書記生ハ[illegible]發程期日ハ第十一條第十二條ノ例ニ同シ○第十四條 發程ノ延期ヲ命ゼラレタル者ノ外公館ノ公務ニ依リ發程ノ延期ヲ要スル者ハ外務大臣ノ許可ヲ得テ仍ホ一週間延期スルコトヲ得ベシト雖モ此延期中ハ公使領事ハ年俸二分ノ一參事官以下ハ年俸三分ノ二日割ヲ以テ支給ス病氣其他事故ニ依リ出發ヲ延期セシ公使領事ニハ年俸三分ノ一參事官以下ニハ年俸二分ノ一日割ヲ以テ支給ス○第十五條 任所ヲ轉ズル者ヨリハ事務引繼濟ニ拘ハラズ新任ノ年俸ヲ支給ス○第十六條 公使領事公用ニテ在留國內外ニ旅行スルトキ其代理ヲ任スルコトアルモ事務ノ引繼ヲ爲スニ及バズ故ニ代理者ニ代理年俸ヲ支給セズシテ公館費用ハ公使領事ノ擔任トス○第十七條 公使領事任所不在中其代理者ニハ本任官出發ノ日ヨリ起算シ本官ノ年俸ヲ支給セズ代理年俸ヲ支給ス本任官歸任スルカ或ハ新任公使領事到着スルトキハ事務引繼ノ日數ニ拘ハラズ着翌日ヨリ代理者ニ代理年俸ヲ支給セズ○第十八條 交代濟歸朝ノ後無任所外交官ヲ命ゼラレザル者ニハ着京翌日ヨリ百八十日ヲ限リ第四號表交代濟歸朝日當ノ項ニ照シテ日給ヲ支給ス此期滿レバ官吏非職條例ニ依リ非職ヲ命ズ但非職俸ハ交代濟歸朝日當ノ三分ノ二ヲ以テ算出スベシ○第十九條 在勤滿三箇年以上ニ彌リ外務大臣ノ許可ヲ得往復順路ノ日數ヲ除キ六箇月間賜暇歸朝ノ者ニハ着京翌日ヨリ第四號表賜暇歸朝ノ項ニ照シテ日給ヲ支給ス 休暇期日ヲ過キ病氣其他ノ事故ニ依リ歸任ヲ延期スル者ニハ同表養病滯京ノ項ニ照シテ日給ヲ支給ス○第二十條 公用ニテ歸朝ヲ命ゼラレタル者及航海不便ノ港ニシテ毎歳冬季例ニ從ヒ閉館シ隨テ歸朝スル者ノ日給支給法亦前條ニ同シ○第廿一條 歸省養病等ノ許可ヲ得テ歸朝スル者ニハ着京翌日ヨリ第四號表養病歸朝ノ項ニ照シテ日給ヲ支給ス○第二十二條 臨時代理公使ニハ代理公使ノ年俸ヲ支給ス○第二十三條 貿易事務官其他特設ノ官名ヲ以テ領事ノ職務ヲ行ハシムル場合ニ於テハ其官等ニ應シ領事ノ例ニ照シテ年俸其他ノ支給ヲ爲ヘシ○第二十四條 公使領事以下死亡シタルトキハ第四號表一時賜金年俸三分ノ一ヲ給與ス海外ニ於テ死亡シタル者ニハ別ニ在勤年俸一箇月分ヲ支給ス赴任前死亡シタルトキハ出發前ノ俸給ヲ返納セシムルニ及ハス○第二十五條 移轉費、交際費、事務所費、公館雇員費、妻幷從者旅費、航行費、陸路費、在留國內外公用旅行雜費、公館借入、公館備付品科目買上代價幷修理費、事務引繼前後經費負擔ノ區分、公館經費、公館非常準備金其他計算等ニ關スル細則ハ外務大藏兩大臣ノ定ムル所ニ依ル(第一號及第二號表略ス)

○大藏省令第二十四號

北海道廳ハ府縣廳ニ於テ取扱來候諸記名公債ノ元利賦金拂渡方ノ儀來十一月一日ヨリ總テ日本銀行本支店又ハ代理店ニ於テ之ヲ取扱ハシム但其代理店ハ日本銀行ヨリ廣告スヘシ

明治十八年七月八日 大藏大臣伯爵松方正義

○諭達

虎列剌病流行ノ兆有之候處水ヲ飲ミ生物ヲ食シテ下痢ヲ引起シ爲メニ該病ニ陷リ候者往々有之候ニ付各自攝生ヲ旨トシ水ハ成ルヘク一旦養沸セシメタル者ヲ用候樣心掛クヘシ

明治十九年七月八日 東京府知事 高崎五六

●虎列剌

流行地	月日	新患者	新舊死亡
大坂府	七月五日	百三十七人	九十八人
(但シ四區西成郡ニ新患八十二人新舊死亡五十七人)			
兵庫縣	同	四十八人	三十八人
(但シ神戶區ニ新患三十八人新舊死亡二十四人)			
廣島縣	同	四十五人	二十六人
和歌山縣	同	九人	四人
愛媛縣	同	二十六人	二十八人
合計		二百六十五人	百七十八人

○流行地外虎列剌 神奈川縣一昨六日郡區新患二十四人區內新舊死亡十三人、群馬縣一昨六日新患一人、昨七日同一人即日死亡、靜岡縣去る四日新患四人、愛知縣去る三日四日新患十一人、新舊死亡九人、岐阜縣去る四日新患一人翌日死亡し三重[illegible]六人、福島縣去る三日よ[illegible]山形縣一昨六日新患一[illegible]日より本月二日迄新患[illegible]日新患二人內死亡一人[illegible]日迄新患四十七人、新[illegible]新患一人、佐賀縣去る五[illegible]縣去月二十三日より二[illegible]なり

雜報

○加那陀事件 米國に[illegible]犯して同國人に捕へら[illegible]動したるよしは去月四[illegible]着れ米國新聞によれば[illegible]同國公使館に達しさる[illegible]人が唯釦を買求むるが[illegible]の處置を不可なりとし[illegible]を求むる爲め加那陀濟[illegible]の條約を改正すべき旨[illegible]官吏の處置を甚だ不都[illegible]事なきば該事件は既に[illegible]

○ロベスピールも亦酒[illegible]ある菓實も時を經るに[illegible]至るものあり佛國革命[illegible]我も人も是迄は血腥き[illegible]るに時代の次第に遠か[illegible]るとは違ひ個の漢も亦[illegible]に至れり此頃巴理の或[illegible]舘を賣物に出したるが[illegible]せ同人がろの家に逗留中[illegible]中其細君が手製の菓子の[illegible]ゝる風味の菓子を造り出[illegible]妙工を持居るよやなど[illegible]の文章筆跡の美事なるは[illegible]一ルの洒落なる胸襟を[illegible]

○奈良通信 七月三日發[illegible]の大雨にて洪水の爲め[illegible]人畜に災害を與へたる[illegible]運び大和地方麥、菜種[illegible]分に行届かぬ綿作瓜の類[illegible]收穫も平年に比較そ[illegible]足の色は田面に顯れさ[illegible]々不捌にて山林資買[illegible]にて織出す木綿白飛白は[illegible]增進せり○奈良地物產の[illegible]に退縮の姿あり斯る不景[illegible]箇町)は至る處明家あり[illegible]なし、目下拉病の流行ゐ[illegible]子の外著しきものなし○[illegible]四十七萬餘の人民宛なが[illegible]て一日も早く當縣の[illegible]未だ何さる指令のなき[illegible]は議決れ上不日上京すべ[illegible]る如く農家は季候の[illegible]も商家は不景氣に[illegible]一夏を[illegible]教育會は此程より[illegible]會は主として教育の改良[illegible]